

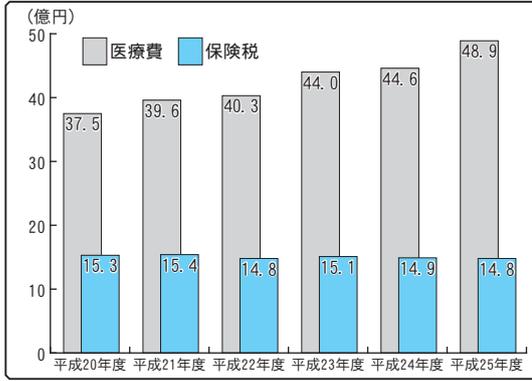
## 平成26年度

### 国民健康保険税の納付について

国民健康保険は、加入者が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるようお互いに助け合う制度で、保険料は医療費を支える大切な財源です。

市の国民健康保険の医療費は、過去5年間で約1・3倍に増加し、とても厳しい状況にあります(左図参照)。

保険料の納付について、ご理解・ご協力をお願いします。



### 保険料の納付方法

国民健康保険は、前年の

決定通知書と国民健康保険税

新たに10月から特別徴収に

なる世帯

国民健康保険特別徴収額

超えない世帯

④介護保険料と保険料の合計

額が年金受給額の1/2を

③世帯主の年金受給額が年額

18万円以上の世帯

②世帯内の国民健康保険加入

者全員が65歳以上75歳未満

の世帯

①世帯主が国民健康保険加入

者の世帯

対象 世帯主が年金受給者

で、つぎの要件すべてに該

当する世帯

納期 年金受給月(4月・6

月・8月・10月・12月・平

成27年2月の全6回)

定通知書を郵送します。

▼**天引きの世帯**

国民健康保険特別徴収決

定通知書を郵送します。

▼**普通徴収(年金天引き以外)**

納期 7月・9月・

8月・9月

は普通徴収

(納付書納

付・口座振

替)、10月・

12月・平成

27年2月は

特別徴収

(年金天引

き)

納税通知書の2種類をそれぞ

れ郵送します。

納期 7月・

8月・9月

は普通徴収

(納付書納

付・口座振

替)、10月・

12月・平成

27年2月は

特別徴収

(年金天引

き)

▼**普通徴収(年金天引き以外)**

の世帯

国民健康保険納税通知書

を郵送します。

納期 7月から平成27年2月

までの毎月末(全8回)

までの毎月末(全8回)

納付方法 国民健康保険納

税通知書により最寄りの金

融機関などで納付をお願い

します。

※納付には納め忘れのない

「口座振替」が便利です。希

望する人は、納税通知書に

記載の金融機関に国民健康

保険納税通知書、通帳、

届出印を持参の上、手続き

を行ってください。

※年度途中で世帯内の国民健

康保険加入者に異動があっ

た場合などは、特別徴収に

加え、普通徴収もお願いす

る場合があります。

## 国民健康保険への加入や脱退の手続き

国民健康保険への加入や脱退には、手続きが必要です。

加入の手続きが遅れた場合でも、加入資格を得た日までさかのぼって保険料を納めることになります。

また、脱退の手続きが遅れ、国民健康保険の被保険者証を使ってしまうと、市が負担した医療費を返還しなければならず、また、保険料と新たに加入した健康保険の保険料とを二重に納めてしまうことにもなります。

国民健康保険への加入や脱退手続きの詳細については、保険年金課にお問い合わせください。

## 高齢受給者証の更新について

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者には、被保険者証のほかに、自己負担割合が記載された高齢受給者証を交付しています。

現在利用している受給者証の有効期限は7月末までとなっています。8月からの受給者証は、7月下旬に郵送しますので、住所・氏名・生年月日・自己負担割合などの内容を必ずご確認ください。

また、医療機関に受診するときは、忘れずに被保険者証と高齢受給者証を窓口に掲示してください。

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日	
記号	番号
世帯主住所	
対象者住所	
生年月日	
一部負担金の割合	
有効期限	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	埼玉県幸手市 東4丁目6番8号 幸手市 0480-4331111

▲高齢受給者証 (8月から肌色)

対象更新	70歳以上75歳未満(70歳の誕生月の翌月1日から適用)	基準	負担割合
現役並み所得者	同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の国保加入者がいる人		3割
一般	現役並み・低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人		1割 または 2割 ※印参照
低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保加入者の全員が非課税である世帯の人		
低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保加入者の全員が非課税で、その世帯の各所得が0円の人(年金収入の場合は80万円以下の人)		

※昭和19年4月1日までに生まれた人・・・1割  
昭和19年4月2日以降に生まれた人・・・2割

## 保険税の内容

保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分から成り、税額は世帯ごとに決定し、世帯主が納税義務者となります。なお、世帯主が国民健康保

### 【保険税の内容】

区分	内容	税率など
医療給付費分	国民健康保険加入者の医療費の費用に充てられます	所得割 (8.1%) 世帯の加入者の所得の合計 資産割 (30.0%) 世帯の加入者の資産の合計 均等割 (1人あたり 17,000円) 平等割 (1世帯あたり 15,000円) 賦課限度額 50万円
後期高齢者支援金分	0歳～74歳までの人が負担する後期高齢者医療制度への支援分です	所得割 (1.8%) 世帯の加入者の所得の合計 均等割 (1人あたり 9,900円) 賦課限度額 12万円
介護納付金分	40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)を対象とする介護保険分です	所得割 (1.0%) 世帯の対象者の所得の合計 均等割 (1人あたり 8,400円) 賦課限度額 10万円

※世帯の保険税は、国民健康保険に加入する人の前年の所得や固定資産税額を基礎として算定します。

※16歳以上の国民健康保険加入者全員の所得申告をしていないと、保険税の軽減制度の適用が受けられないほか、高額療養費の自己負担割合が正しく判定されない場合がありますので、忘れずに申告をお願いします。

除以外の健康保険加入者の場合でも、世帯内に国民健康保険加入者がいる場合には、擬制世帯主(みなし世帯主)として、納税義務者となります。

### 納付方法の変更

特別徴収から口座振替(本

人または親族などの口座)に納付方法を変更することができます。

これまでの保険税の支払い方法により手続き方法が異なりますので、詳細については、保険年金課にお問い合わせください。

### 非自発的失業者の保険税軽減制度

国民健康保険加入者で解雇や雇止めなどの特定の理由により離職した人は、平成26年度の保険税の軽減を受けることができる場合があります。

軽減制度の適用を希望する人は、保険年金課にお問い合わせください。

対象 下記の要件すべてに該当する人

① 離職日が平成25年3月31日以後の人

② 離職日時点での年齢が65歳未満の人

③ 雇用保険受給資格者証の交付を受け、離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかの人

軽減内容 保険税を算定するときに、離職した人の前年の給与所得を70%減額して算定します。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請手続きを忘れずに

国民健康保険加入者が入院や外来診療により、高額な医療費がかかる場合には、限度額適用認定証(市町村民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)を事前に医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、負担が軽減されます。

### 自己負担限度額

自己負担限度額は、認定証を必要とする人の年齢や所得区分などにより異なります。それぞれの区分などの詳細については、お問い合わせください。

### 申請・更新手続きに必要な物

- 国民健康保険被保険者証
- 本人確認できるもの(免許証、パスポートなど)
- 印鑑

※本人・同居の家族以外の人

### 【申請・更新手続きの対象】

- ▶ すでに認定証を持っている人  
⇒有効期限は毎年7月末までです。保険年金課で更新手続きを行ってください。
- ▶ 入院または外来診療により高額な医療費がかかる人で、まだ、認定証を持っていない人  
⇒申請手続きが必要です。保険年金課で申請手続きを行ってください。